

須永 生吹 「現代の日本における LGBTQ の法律制度」

要旨

第一章では LGBTQ の歴史、当事者の声について調査をした。歴史では 720 年に「日本書紀」「阿豆那比の罪」という物語で男色として書かれていた為その時代から同性同士の関係は存在していたと考えられる。当時は同性愛ではなく恋愛目的ではない主従関係や絆を確認するための行為とされており出世の手段にも用いられていたことが分かった。江戸時代後期までは「万葉集」「男色大艦」に男色が存在し日常的に行われていたことがうかがえた。だが明治時代に入るとキリストの理論観・西洋の価値観が日本に入り同性同士はタブー視される世の中に変わり 1872 年には鶏姦律条例が立案され男色が処罰の対象になった。1882 年には消滅したが世の中に同性愛は「普通の人とは違う」というイメージを強めた。明治中名から大正時代にかけては女性間の中で親密な関係（疑似姉妹）を築く「エス」と呼ばれる関係が増えていった。女学校に通う女性が多く同性同士の特定の相手と手紙交換などを行い卒業した後の関係は解消され、異性との結婚をすることが普通とされていた為批判をする人はあまりいなかったと考えられる。だが 1950 年からマスメディアが普及し始め「異常な性的嗜好の一つとしてのレズビアン」として広まっていきカミングアウトしづらい世の中へと変わっていった。その後同性愛の偏見をなくす動きや、同性婚、男女平等を訴える動きはあったが現在の日本の法律や制度はパートナーシップ制度・理解増進法の二つしか存在しない。当事者の声では相手にもしものことがあっても助けることができない、相続することができない。パートナーシップ制度ではなく結婚がしたい。などが見受けられた。

次に第二章ではパートナーシップ制度・理解増進法について詳しく調査した。パートナーシップ制度では住んでいる自治体でパートナー関係を認める証明書を発行することができる。証明書を発行すると賃貸物件の紹介における性の多様性への配慮や生命保険の受取人の指定、住宅購入時のペアローンの利用などが受けられるが当事者としては異性と結婚する場合と同等の扱いではないことが差別と

感じている。理解増進法では全ての国民が、その性的指向又は性同一性にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及び性同一性を理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとされているが法案が可決する前には当事者達のデモが行われており法律案に納得を示してはいなかったがそのまま可決されてしまったため誰のための法律かわからなくなってしまった。

第三章では現在の日本の同性婚について調査した。同性婚が認められないのは憲法違反だとして 2019 年に 5 地域で裁判が行われた。判決は「合憲」が 1 件「違憲」が 2 件「違憲状態」が 2 件となり裁判官も同性婚ができないことはおかしいと発言をしていることから日本に同性婚の法律を作ることは必要ということが分かった。同性婚の法制化に取り組む、または検討すると公約に掲げている党は立憲民主党・公明党・共産党・日本維新の会・国民民主党・社民党・れいわ新選組だ。同性婚の法制化について法律原稿を提出するところまでは進んでいるがそれより先には進んでいない。自民党は公約に同性婚の法制化について掲げてはいない。また自民党と関係のある教団は法制化について反対の意思を示しているため反対を押し切ることが出来なければ同性婚の法律は出来ないと考えられる。